

令和4年10月から 被用者保険の適用拡大が行われます

年金制度改正法等の施行により、令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われます。改正事項は主に3点です。

1. 短時間労働者の適用拡大
2. 適用事業所の範囲の見直し
3. 適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

なお、これまで国民健康保険の被保険者の方が被用者保険の被保険者になる場合には、保険証の切り替えの届出が必要となりますので、保険証（国民健康保険・被用者保険の両方）をお持ちになり、役場窓口で手続きしてください。

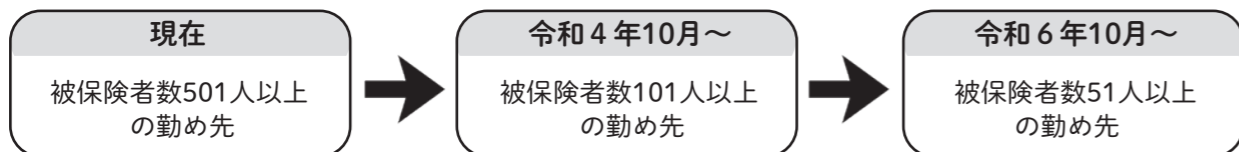


1. 短時間労働者の適用拡大

【適用事業所要件の見直し】

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上等、一定の要件を満たす者をいう。）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。

令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。



【短時間労働者の勤務期間要件の撤廃】

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月からは、以下の条件すべてに該当する方が新たに適用対象となります。

適用対象の短時間労働者

- ・週の所定労働時間が20時間以上
 - ・月額賃金が8.8万円以上
 - ・2か月を超える雇用の見込みがある
 - ・学生ではない
- ※雇用期間が2か月以内であっても、当該期間をこえて雇用されることが見込まれる場合も含む

2. 適用事業所の範囲の見直し

令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業主は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所になります。

適用の対象となる土業

弁護士、沖繩弁護士、外国法務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

3. 適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金の被保険者（短時間労働者を含む）になった場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）

次の①②のすべての条件に該当する方は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

- ① 令和4年9月30日以前から障害者又は長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金の受給者
- ② 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されている方が、令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となる場合

※届出様式は、令和4年11月下旬から経過措置の対象となる可能性のある方に送付予定です。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

お困りごと、
ご意見はありませんか？

住民懇談会のご案内



村では、年に1回、村民の皆さんと一緒にむらづくりについて考える『住民懇談会』を開催しています。

それぞれの地域がより良いものとなるように、皆様のご意見やアイデアをお寄せください。

開催日程

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| 11月1日（火） | 午後2時00分から | 双珠別住民センター |
| | 午後6時00分から | 川添団地集会所 |
| 11月2日（水） | 午後6時00分から | トナムコミュニティセンター |
| 11月4日（金） | 午後6時00分から | 美園地区集会所 |
| 11月8日（火） | 午後6時00分から | 占冠村コミュニティプラザ |
| 11月10日（木） | 午後6時00分から | 占冠地域交流館 |

※各会場おおむね2時間を予定しています。

新型コロナウイルス感染対策として、出席者の検温や消毒・換気などを実施いたしますが、ご来場の際はマスク着用の徹底をお願いするとともに、体調不良の場合は出席をご遠慮くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

☎ 企画商工課広報統計担当 ☎ 56 - 2124

みんなチェック！ 最低賃金

北海道最低賃金

北海道内の事業所で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **920** 円

効力発生年月日 令和**4**年**10**月**2**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）